

地方公務員の新たな労使関係制度について

平成24年10月3日
全国知事会

本会では、地方公務員の新たな労使関係制度について、これまで再三にわたり、国が検討している案の問題点を指摘してきたが、国からは、地方が納得できる明確な説明はなされておらず、地方の意見を真摯に反映した制度見直し案としなければ、制度の法案化には反対であるとの決議を行っている。

1 理念・目的について

- ① 現行の地方公務員の労使関係制度の問題点、協約締結権の付与等による改善点など、制度改革の理念・目的が不明確であり、現行制度の利点と問題点を明らかにするとともに、新制度との比較考量を行うなど、具体的な検討経過を明らかにすべき。
- ② 現行の人事委員会の勧告等に基づく勤務条件の決定システムは、客観性・合理性を担保する上で有効に機能しており、住民目線にも合致し、勧告廃止による客観性・合理性の低下、交渉の長期化等による労使関係の不安定化が懸念される上、地方行政に混乱を招く恐れ。
- ③ 地方公務員の「実質的な身分保証」を維持しながら協約締結権を付与することは、「公務員優遇」との批判を招く恐れ。
- ④ 「自律的労使関係制度」を構築するとする一方、現行の地方公務員法の「国公準拠」や「情勢適応の原則」を存置するとしているが、その整合性について説明すべき。

2 国家公務員に係る制度と整合性を図る必要性について

国家公務員の労使関係制度に係る措置を先行し、その運用状況や効果を十分に検証した上で、地方自治制度の特性にも配慮しつつ、地方公務員の新たな労使関係制度を検討すべき。

3 費用・便益について

- ① 給与決定に至るまでの行政コストが増大するのは明らかで、給与総額の上昇圧力も強まり、現場が混乱することは必定。
- ② 「団体交渉の手續・公表」は、現行制度と同様の措置、あるいは、新たな制度導入に伴う当然の措置であり、より一層の透明性の向上が必要。

4 消防職員への団結権等の付与について

緊急時の指揮命令系統に重大な支障を及ぼす懸念のほか、消防職員は、極めて強い強制権限を有しており、警察職員と同様、団結権及び協約締結権については、付与すべきではない。

5 協議の進め方

企画立案段階から、国と地方の協議の場を開催し、真摯な議論を行うこと。